

ACSV MONTHLY LETTER

● 生命保険金の課税関係

満期、死亡、高度障害、傷害、医療などで受ける生命保険金は、その内容により課税関係が異なります。代表的なものは以下の通りです。

なお、A、B、Cは親族で、BはAの法定相続人の場合と仮定しています。

保険料負担者 (契約者)	被保険者	保険金受取人	傷害・医療	死亡	満期
A	A	A	非課税	相続税	一時所得
A	A	B	非課税	相続税	贈与税
A	B	A	非課税	一時所得	一時所得
A	B	B	非課税	相続税	贈与税
A	B	C	非課税	贈与税	贈与税
法人	従業員	法人	法人税	法人税	法人税
法人	従業員	従業員又は その家族	非課税	相続税	一時所得

一時所得は、「(年間の保険金受取総額 - 50万円) × 1/2」が個人所得税の課税対象となります。相続税は、「合計保険金受取額 - (500万円 × 法定相続人数)」が課税対象となります。贈与税は、原則として「(年間の保険金受取総額 + その他の贈与財産) - 110万円」が課税対象となり税率が高いので、「贈与税」となる契約形態はNGです。

なお、一時所得となるもので、一時金ではなく年金による受取りを選んだ場合は、保険金を受取った各年分の「雑所得」となります。また、相続税となるもので、年金による受取りを選んだ場合は、従来は相続税(定期金として課税対象)と雑所得が課税されていましたが、二重課税にあたるとして相続税のみとなりました。

税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付(第3期)	
11月	所得税予定納付(第2期) 個人事業税納付(第2期)	減額申請ができます。

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ電子メールでお願いしております)